

【陳情の審査】

陳情第146号

集合住宅建設に伴うごみ集積所の設置及び責任体制の明確化に関する陳情

資料1 陳情第146号 説明資料

環境局

1 本市のごみ収集

① 収集方法

- ・ステーション方式

(所定のごみ集積所に排出される資源物やごみをごみ収集車で収集する方式)

※ 市内のごみ集積所:約57,000箇所(約14世帯に1箇所) ※令和8年3月現在

※ 年間で全市で約1,000箇所増加

② ごみ集積所

- ・資源物やごみを収集するまでの一時的な保管場所
- ・ごみ集積所は利用する市民や町内会、自治会などで管理

③ ごみ収集車の配置数

生活環境事業所 車種	川崎	中原	宮前	多摩	計	最大積載量	備考
軽ダンプ車	1	2	1	2	6	約0.3トン	狭隘場所などを収集
小型車	22	27	32	32	113	約2.0トン	主力車両
中型車	1	2	2	2	7	約2.5トン	幹線道路などを収集
大型コンテナ車	3	0	0	0	3	約2.7トン	コンテナ設置場所を収集
計	27	31	35	36	129		

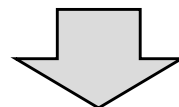
2 ごみ集積所の設置協議から収集までの流れ(通常の場合)

○ ごみ集積所の設置が条例で定められているケース

- ・ 共同住宅及び長屋10戸以上 ⇒ 本陳情のケース
- ・ 開発行為を伴う戸建10戸以上など

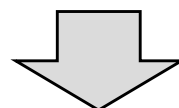
条例:「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」

施行規則:「同施行規則」



- ・ 条例に基づくごみ集積所の設置、排出方法等について協議(協議書:参考資料1)

条例:「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」



ごみ収集申込書(参考資料2)を提出
ごみ収集開始

3 関係法令

【川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例】

第33条 建築物の建築、開発行為等で規則で定めるものを行おうとする者（以下「開発行為者等」という。）は、あらかじめ、一般廃棄物の保管施設の設置、排出方法等について、市長に協議しなければならない。

2（略）

3 開発行為者等は、第1項の協議に基づき、一般廃棄物の保管施設を設置しなければならない。

4（略）

【川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則】

第15条 条例第33条第1項に規定する規則で定める建築物の建築、開発行為等は、次のとおりとする。

(1) 建築基準法第2条第1項に規定する建築物（以下「建築物」という。）で、次の建築物を除くものの
建築

ア 住宅（長屋を除く。）

イ 計画住戸又は住室が10未満の共同住宅及び長屋

ウ 自動車車庫

エ 危険物の貯蔵庫

オ その他市長が認めるもの

4 本件における対応状況

年月日	主な内容
令和6年夏頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築事業者から、集積所設置の相談があった。 ・ 共同住宅に接道する公道が狭隘のため、ごみ収集車（小型）が通行できないことから、既存のごみ集積所の共同利用について町会や集積所利用者に相談して合意を得るよう依頼した。 ・ その際、利用者等から確認書をもらっておいた方がよいと助言した。
令和8年1月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築事業者から町会長の了承（確認書）を得たと連絡があり、併せて、ごみ収集申込書の提出があった。
1月中旬頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集積所利用者から市に共同利用の説明を受けていないとの連絡があり、関係者で現地協議を行うことになった。
1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地協議の結果、軽ダンプ車を利用して収集することで、敷地内にごみ集積所の設置が可能となり、既存のごみ集積所の共同利用は行わなくなった。 <p>【参加者】町会長、集積所利用者、物件オーナー、建築事業者、川崎市</p>



軽ダンプ車

※ 軽ダンプ車は、各生活環境事業所に1~2台の配置となっており、小型ごみ収集車が通行できないような、狭隘道路など安全な通行が困難な集積所に限定して活用している特殊車両

5 陳情に対する本市の現状の対応

【陳情の要旨】

- ① マンション建設に伴うごみ集積所の設置について、行政と建築事業者が主体となって決定・調整を行う制度運用へ改善することを求めます。
- ② 町会長個人の署名をもって「住民の総意」とみなす運用を改め、地域トラブルが生じないように、市として明確な判断基準と責任体制を整備していただきたい。

【本市の現状の対応】

【陳情の要旨①】

- ・ 条例に基づき、10戸以上のマンション建設等については、建築事業者と市で事前協議を行い、敷地内にごみ集積所を設置している。
- ・ ただし、諸事情により敷地内に集積所を設置できない場合、建築事業者に既存の集積所の共同利用を利用者等と調整するよう促している。

【陳情の要旨②】

- ・ 市が町会長の署名等をもって、住民の総意としてみなす運用は行っていない。
- ・ ごみ集積所は、各地域において利用者が多様な方法で管理しており、既存集積所の共同利用の合意形成にあたり、市による判断基準や責任体制を一律に設けることが困難なため、それぞれの状況に応じた対応を行っている。

6 陳情に至った要因

- ・市では、ごみ集積所の共同利用にあたり、市が町会長の署名等をもって、住民の総意としてみなす運用は行っていないが、今回のケースにおいては、建築事業者に対して「後々のトラブルを防止するため、利用者等から確認書をもらっておいた方がよい」「利用者等として例えば町会長など」といった誤解を与えかねない趣旨の助言を行ってしまった。

7 陳情に対する本市の見解と今後の対応

【陳情の要旨①】

- ・10戸以上のマンション等のごみ集積所の設置については、引き続き条例に基づき、建築事業者と市で事前協議を行い、ごみ集積所を決定する。
- ・既存集積所の共同利用にあたっては、市が建築事業者に対して適切な対応ができるよう、マニュアルの整理や実務者研修などで周知徹底を行うほか、市から利用者等への事前の情報共有や、必要に応じて相談を受けるなど丁寧な対応を行う。

【陳情の要旨②】

- ・ごみ集積所への対応は、新設のほか、移設や分散など多岐にわたり、利用者や地域等の事情が千差万別であるため、市として明確な判断基準等を設けることは馴染まないものと考えているが、市民負担の軽減や地域トラブルの防止に繋がるよう、個々の状況を踏まえた対応を行うとともに、ホームページ等で本市相談窓口の周知徹底を引き続き行っていく。

陳情第146号 参考資料

第10号様式

一般廃棄物保管施設設置等協議書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

事業主 郵便番号
住所
フリガナ
氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第33条第1項の規定により、次のとおり廃棄物保管施設の設置等に関し協議します。

場 所	名 称
工 事 期 間	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
事 業 関 係 者	計 画 事 業 者 電 話 設 計 者 電 話 工 事 施 工 者 電 話
建 築 物 の 用 途 及 び 規 模	計 画 人 口 及 び 世 帯
保 管 施 設 の 概 要	面 積 普 通 ご み ・ 資 源 ご み m ² + 粗 大 ご み m ² = m ² 位 置 構 造 容 器 の 種 類 及 び 構 造 普 通 ご み 1 人 り ふ た 付 き 容 器 コンテナ(0.5m ³) 台
指 示 欄	

注1 この協議書は、2部提出してください。

- 2 添付書類 (1) 案内図 (2) 平面図 (3) 配置図 (4) 構造図
(5) その他市長が必要と認める書類

ごみ 収 集 申 込 書

(宛先) 生活環境事業所長

年 月 日

申込者
住 所
氏 名
電 話 ()

次の場所（集積所）における、ごみの収集を申し込みます。

住 所	区		
名 称			
住 宅 規 模	戸 建	戸	
	共同住宅	ワンルームタイプ ファミリータイプ	戸 戸 合計 戸
施設管理会社	会社名	電話番号	担当者
管 理 人	無・有	常駐・巡回(週 回) 曜日(: ~ :)	
		連絡先(電話番号)	
収集開始希望日	年 月 日 () から		
ごみ集積所	新設 <input type="checkbox"/>	一般廃棄物保管施設設置等協議書 受付番号	
	既設 <input type="checkbox"/>	既設利用関係者(近隣住民、自治会等)との事前調整	
		【調整時期及び結果】	
備考			

※ 添付書類 案内図・配置図(ごみ集積所の位置の分かるもの)

※ 収集開始希望日の1週間前までに提出してください。

交通状況等により収集時間が変わる場合もありますので、収集当日の朝8時までにお出しく下さい。
マンション等、管理人の勤務時間等に合わせたの収集は行えません。

・ 関係法令【参考資料3】

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

第6条第1項

市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。

【川崎市一般廃棄物処理実施計画】

排出方法は、集積所（排出する場所として利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所とする。）に原則としてふた付きポリ容器又は透明・半透明袋により行うこと。

収集後は集積所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。

【川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例】

第39条

廃棄物を排出する所定の場所及び廃棄物の保管場所を管理し、又は利用する者は、自ら又は相互に協力し、清潔の保持に努めなければならない。